

厚生食監発 0328 第 1 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

### 安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について

安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法については、「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」（平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 3 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正：令和 3 年 3 月 31 日。以下、「旧通知」という。））により取り扱ってきたところです。

今般、韓国において、未承認遺伝子組換えズッキーニを含む製品が現地にて回収が行われているとの情報を入手したことを踏まえ、その検査方法を国立医薬品食品衛生研究所において作成し、旧通知で示していた「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法」を改正することとしましたので、検査に当たっては、別添の検査方法により実施願います。

また、遺伝子組換えばれいしょ（Y9、X17）について、組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨が公表されたことから、別添中の当該食品に係る検査方法を削除しましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。